平成２３年（フ）第１７１号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営住宅有安団地１棟102号
債務者　吉岡　絵美
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９５号
福岡県宮若市鶴田1794番地226堤アパート２号
債務者　久保伸一郎
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県大川市大字上巻324番地１　エイルヴィラセントラルガーデン大川307号
債務者　黒川　安江
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
福岡県大川市大字上巻324番地１　エイルヴィラセントラルガーデン大川307号
債務者　黒川　敬章
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
福岡県筑後市大字水田305番地、住民票上の住所福岡県柳川市久々原203番地１フェリーチェⅡ－Ｅ102号
債務者　下川　真幸
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第９３８号
北九州市八幡西区萩原２丁目６番12―501号
債務者　田邊　裕二
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４２号
北九州市小倉北区白銀１丁目11番29号　豊田アパート102号
債務者　松本ヒデ子（旧姓長廣）
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６号
大分県日田市大字北豆田1583番地29　市営城内団地301―26号
債務者　西山　昇吾
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５７号
大分県日田市本町４番25号
債務者　穴井　洋子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４１４号
宮崎市恒久南３丁目11番地16　弥生コーポ101号
債務者　稲見美代子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１２号
鹿児島県霧島市隼人町神宮５丁目２番26号
債務者　藤井　順子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占横別府3444番地
債務者　新山ひろみ
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字安達22番地７
債務者　梅村　　栄
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４４７号
盛岡市中堤町22番16号
債務者　澤田　　弘
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０号
宮城県登米市米山町西野字見通25番地
債務者　千葉　直美
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１８２号
福島県田村郡三春町大字平沢字栄町２番地73
債務者　石山　明子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
福島県須賀川市南町280番地３
債務者　渡邉　　博
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
兵庫県明石市中朝霧丘２番10号、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬605番地の２　プレステージ西神戸Ⅳ506号
債務者　増田　健生
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係